

契約締結前交付書面 投資信託受益権振替決済口座に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面をよくお読みください。

○当行では、お客さまから管理の委託を受けた投資信託受益権については、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」および法令諸規則に従って、当行が社債、株式等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として備え置く振替口座簿において、当行の固有資産と分別して管理します。

手数料など諸費用について

・当行では、口座管理料、保管に関する費用は頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

・この契約は、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

投資信託受益権振替決済口座に関する契約の概要

当行では、お客さまから管理の委託を受けた投資信託受益権については、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」および法令諸規則に従って、当行が社債、株式等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として備え置く振替口座簿において、当行の固有資産と分別して管理します。口座管理料、保管に関する費用は必要ありません。

当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

- ・当行が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第33条の2に規定する業務（登録を受けた業務に限る）であり、「投資信託取引申込書」による口座開設をしていただいた上で投資信託の売買等の注文を受付けております。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします。(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

この契約の終了事由

この契約は、以下のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ・お客さまからの解約の申出があった場合。
- ・やむを得ない事由により当行が解約を申出た場合。

(裏面もご覧ください)
(20220901)

当行の概要

商号等	株式会社北洋銀行 登録金融機関 北海道財務局長（登金）第3号
本店所在地	〒060 - 8661 北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
資本金	1,211億円（2022年3月31日現在）
主な業務	銀行業、登録金融機関業務
設立年月日	1917年8月20日
連絡先	当行取引店またはフリーダイヤル（0120-824-014）までご連絡ください（平日9時～17時（銀行休業日を除く））。 なお、フリーダイヤルにご連絡をいただいても、お問い合わせ内容によってはお取引店にご確認いただく場合がございますので、ご了承ください。
当行に対する ご意見・苦情等に関する ご連絡窓口	当行に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。 ■株式会社北洋銀行 お客様相談室 電話番号 011-261-1407 : 平日9時～17時（銀行休業日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

当行の登録金融機関等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」または「一般社団法人全国銀行協会」を利用することができます。

■特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター連絡先
電話番号 0120-64-5005

■一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772